

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 大 正 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年11月29日（火）午前10時00分から 午前11時30分までの間	
開催場所	大阪府大正警察署 4階講堂	
出席者	委員	水谷会長 信岡副会長 渡邊委員 吉井委員 仲田委員 飯伏委員 尾崎委員 田口委員
	警察	署長 副署長 総務課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事課長代理 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ 先日、地域の小学生児童を対象に「交通安全教室」を実施していただき、子ども達はしっかり学んでおりました。 それを家庭で親御さんに伝えて欲しいと思う一方、子どもと一緒にときに親が交通ルールを守らないことによる、子ども達に与える影響が心配されます。 本日は、事前に出させてもらっている意見に、警察から御回答いただけると思いますので、有意義な時間にしたいと思います。</p> <p>2 署長あいさつ 本日は、御多忙のところ協議会に出席いただきありがとうございます。 委員の皆様には、平素から警察行政に御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。 本日は、対面型の会議としては、丸3年ぶりになります。 どのようなことでも結構ですので、御意見を賜り、今後の警察行政に役立てさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>3 業務説明等（各課長） (1) 生活安全課 大正区の犯罪発生状況について (2) 刑事課 特殊詐欺の発生状況について (3) 交通課 大正警察署管内の交通情勢について</p> <p>4 議事 (1) 地域安全運動について 【委員】 「地域安全運動」は、「交通安全運動」の直後に行われますが、なぜこのタイミングなのでしょう。 全国的な運動だとは思いますが、多くの人に周知されておらず、盛り上がり今一つと感じています。 【警察】</p>	

「全国地域安全運動」は、昭和52年開始の「全国防犯運動」が始まりで、時期については全国的に統一されています。

事前にキャンペーンを行う等、周知を図っておりますが、「交通安全運動」に比べ知名度が低いことは否めません。

今後とも区民の皆さんに盛大にアピールし、運動が盛り上がるよう計画していきたいと思っております。

(2) 特殊詐欺被害防止対策について

【委員】

政府の方針では、マイナンバーカードを健康保険証として活用する動きがあるようですが、詐欺の新たな手段として悪用されるのではないかと危惧されます。

対策はお考えでしょうか。

【警察】

御指摘のように、詐欺グループが新たな手口を考えてくる可能性はありますので、啓発活動をしていく必要があります。

根本的な対策としては、これまでと同様、金銭の手続きに関する電話は、一度電話を切って家族や警察に相談する等、落ち着いて対応していただきたいと思っております。

(3) 府警本部心理職員の講師派遣要望について

【委員】

先日、警察本部少年課に勤務する心理職員のお話を聞く機会があり、私が所属しています保護司会等の活動に役立つお話でした。

今後も共催できる勉強会があれば、御協力いただきたいです。

【警察】

少年課に確認しましたところ、心理職員は16名在籍しており主に小中学校からの講演依頼が多いようですが、要望があれば、内容に応じて部外講演も行うこともありますので、管内の少年サポートセンターに御相談くださいとのことでした。

(4) コインパーキングの防犯カメラ設置について

【委員】

先日、商店街の店舗に泥棒が入り、付近に防犯カメラがなく、店舗前のコインパーキングにも設置がなかったので困ったと聞きました。

コインパーキングには、防犯カメラを必ず設置する必要はないのでしょうか。

【警察】

防犯カメラの設置は任意ですが、防犯カメラが設置されているコインパーキングは防犯意識が高いと考えられ、実際に犯罪の抑止効果が期待できますので、警察としましても、業者に対し積極的に防犯カメラの設置を指導しています。

防犯カメラの設置に関しては、補助金制度もあるとのことですので町会長さん等を通じて、地域街づくり実行委員会に御相談ください。

(5) 高齢者のネットワークについて

【委員】

コロナ禍がある程度落ち着き、高齢者を対象とした会食を実施する地区も増えてきていますので、自分の住んでいる地域のお巡りさんの顔を知り、直接話ができる高齢者のネットワークがあればいいと思っております。

【警察】

今後はコロナの様子を見つつ感染予防に配慮して、以前のように積極的に参加させていただきたいと考えておりますので、機会がありましたら遠慮なくお声掛けください。

(6) 交通規制等について

【委員】

小学校近くの交差点で見守り活動をしていますが、高齢者が幹線道路を横断する際、信号周期が短いため渡り切れないのではないかとの声を聴きましたが、改善方策はないでしょうか。

【警察】

当該道路は、警察本部の管制センターが信号周期をリアルタイムで監視している道路のため、御指摘の交差点のみ変更するのは困難です。

歩行者用信号が青色表示の途中からではなく、赤色から青色に変わるのを待って、横断を始めていただきたいと思います。

【委員】

幹線道路の中央分離帯の植木が視界の妨げになり、交差点を曲がる際、対向車が見えにくい箇所があります。

【警察】

中央分離帯の植栽を管理している「八幡公園事務所」に連絡したところ、早速剪定していただきました。

高い樹木の伐採については、すぐには対応できないと思いますが、御意見は申し入れさせていただきます。

【委員】

近くの小学校と保育園の間の横断歩道で、子どもの通行時に一時停止する車が少なく、危険に感じます。

【警察】

朝の通学時間帯は、地域ボランティアの方の誘導活動や警察官によるパトロールにより安全対策が講じられていますが、下校時は時間帯がまちまちで難しい面があります。

御意見をいただき、運転手に対する注意喚起の目的で、当該交差点に電柱幕を取り付けました。

また、大阪府警では、横断歩道を横断する歩行者の通行を優先すべく「横断歩道ハンドサイン運動」を展開中です。

引き続き歩行者妨害の取締りを強化するとともに、啓発活動に努めて参ります。

(7) 自転車のマナーアップについて

【委員】

生活道路を走行する自転車が、自動車の接近を知らずとも躊躇なく走り抜けて行くので、大変危険です。

マナーアップのための啓発をお願いします。

【警察】

大正警察署管内で発生する交通事故のうち、約35パーセントが自転車の関係する事故であり、自転車利用者の交通マナーを向上させる必要があります。

特に今月は「自転車マナーアップ強化月間」として、大阪府警をあげて取り組んでいるところです。

当署においても引き続き悪質違反者に対する積極的な取締りとともに、マナーアップのための啓発活動を行って参ります。

【委員】

自転車は道路の左側を通行することになっていますが、道幅が広い一方通行道路では、右側を通行している自転車をよく見ます。

この場合、違反の取り締まりはできないとお聞きしたことがあるのですが、指導はできないのでしょうか。

【警察】

道路の右側に目的地がある場合、車が来ないうちに先に右側に渡っておかれる方が多いと思います。

一方通行の補助標識は、ほとんどの場合「自転車を除く」となっていますが、自転車の右側通行に対しては指導します。

最近、警視庁では自転車に対する指導警告を強化していると、新聞等で広報されていますが、大阪府警においても、取締りだけでなく積極的に指導警告を実施しているところです。

(8) ペダル付き原動機付自転車の取締りについて

**【委員】**

最近、ペダル付き原動機付自転車が走っているのをよく見ます。

法律では原付の扱いになると思うのですが、ナンバープレートも付けずに平気で公道を走っていますが、取締りはどうなっているのでしょうか。

**【警察】**

整備不良や無免許として、取締りが可能です。

ただし、現状としまして、自転車と同じ感覚で購入されている方が多いのも事実であり、規範意識の啓発の必要性があるため、安全教育と取締りを平行して行っています。